

次に、「認定第3号 平成19年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 平成19年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています榎井委員の質疑を許します。

○ 榎井委員

それでは、大体これ4点でありますから、介護保険料の収納率、これも市税、それから、国税と同様に少しずつ上昇してきています。これそれなりに喜ばしいことではありますが、滞納分の徴収もまた上昇してきています。

ところが、普通徴収、いわゆる年金額が少なくて天引きできない、またあるいは無年金の人で年金から天引きできない人の徴収率、これは年々低下しています。この3年間で5千万円を超す不納欠損を生んでおりますし、それで、2,800万円もの滞納ともなっておるようであります。これ独自減免、法定減免の制度がともに活用できないものかと、この人に対して、いうふうに思うんですが、資料を見せていただくと、減免の状況は非常に少ない状況があります。この減免の状況について説明をしていただきたいと思います。

○ 介護保険課長

生計が困難な被保険者の方に対します介護保険料の独自減免制度につきましては、平成18年7月から飯塚市介護保険料減免要綱を制定いたしまして実施しておるところでございます。減免制度は、世帯全員の収入が生活保護の基準生活費の120%以下で、かつ世帯員1人当たりの平均預金額が200万円以下などの条件に合った方が収入の程度に応じて減免いたしておるものでございます。制度については、例年広報いづかに掲載するとともに、窓口や電話での納付相談の対応時などにも随時説明し周知を図っております。平成19年度の減免の申請件数は資料のとおり53件となっております、そのうち承認は50件、却下は3件となっております。

○ 榎井委員

それで、却下された3件の内容についてお聞かせ願いたい。

○ 介護保険課長

却下、減免に該当しなかった3件の内容でございますが、3件とも収入が少なく生活が困難なためという理由で申請されましたけれども、審査した結果、2件につきましては、世帯全員の預貯金が1人当たり200万円を超えておるために却下となっております。残りの1件につきましては、世帯の収入が生活保護法による基準生活費の120%を超えているために却下となったものでございます。

○ 榎井委員

それで、1号被保険者の中に減免に該当するというふうに思われる人たちがどれくらいおるかということについてはいかがでしょうか。

○ 介護保険課長

収入等が少なく、独自減免に該当すると思われる方々というのは、保険料段階というのがございまして、第2段階、もしくは第3段階の方が対象になると思っておりますが、減免の要件といたしまして、世帯員1人当たりの平均預貯金額が200万円以下とあることが、それと市民税が課税されている収入以外の収入、例えば、遺族年金とか恩給とか仕送りと、そういったものを確認する必要がありますので、御本人が申請されて、世帯の方全員の承諾をいただきまして、関係機関等へ調査しないと、減免者の該当数については把握できませんので、ちょっと該当する方の人数というのは、把握は困難かと思っております。

○ 楡井委員

先ほど指摘しましたように、普通徴収の方たちの滞納が増えていっているのはちょっと気にかかるわけですね。それで、この普通徴収の方たちが120%、200万円の条件に引っかけられない場合が一定数あるんじゃないかというふうに思うんです。そこで、この人たちが何人かというのがちょっと資料では出てきませんので、よくわかりませんが、先ほど国保世帯の問題でお話したような状況、手立てを打って減免の申請をしてもらうというふうにすると、普通徴収の中での滞納も減ってくるんじゃないか、未納も減ってくるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○ 介護保険課長

収入だけに着目した減免の条件でございませんので、いろいろ御本人さんとお話をしながら、減免の条件等を御説明してまいりますので、一律に申請書とか、そういったものを送ることにはならないと考えております。

○ 楡井委員

次に、平成18年度の法の改悪、私はもう改悪というふうに言わせていただきたいんですが、車いすや特殊ベッドが取り上げられました。その数は車いすで1,025人から、それから、特殊ベッドでは2,787人もの人から貸しはがしが行われました。これで、市の財政負担といえますか、給付費負担、これがどれくらい減ったものか、さらにそのうち市の負担分がどのくらいになっていたのか、これについてお聞きしたいと思います。

あわせて、車いすや特殊ベッドを取り上げられた人たちは、今どういうふうになっているのか、把握していたら教えていただきたいと思っております。

○ 介護保険課長

平成18年4月の介護保険制度の改正によりまして、軽度の認定者の方、要支援1、2及び要介護1の方ですけれども、車いすや特殊寝台等の利用は、原則、保険給付の対象外とされまして、同年の10月より一定の条件に当てはまる方でないとは利用できないと。そのため、先ほど質問者は申されましたように、軽度認定者の方で平成18年度と19年度の利用状況を比較いたしますと、車いすで1,340件から315件に、それから、特殊寝台で2,920件から133件に大幅に減少しております。給付費の計で計算いたしますと、平成18年度の給付額に対しまして19年度の給付額約4,077万円の減となっております。なお、介護給付費に占める市の一般財源の割合でございますけれども、12.5%でございますので、おおむねその一般財源に対する影響というのは500万円程度ということになっております。

それから、軽度認定者の方で特殊寝台等を制度上使えなくなった方につきましては、例外規定ございまして、例外規定に合った方はわずかでございますけれども利用されております。また、多くの方は、特殊寝台のかわりに、通常ベッド等をレンタルされているケースが多いと聞いております。

○ 楡井委員

この車いすや特殊ベッドを今まで使わせてもらっていた人たちは、それなりの年齢のいった人たちじゃないかというふうに思うわけですね。これは、昨日質疑いたしました長寿祝い金との絡みなんかを考えるとなかなか大変なものだというふうに思っております。

それで、特別養護老人ホームの待機者も、これ減少傾向にありますけれども、この原因について教えていただきたい。

○ 介護保険課長

提出資料に載っておりますけれども、特別養護老人ホームの入所待機者数の推移といえますのは、市内の11カ所の特別養護老人ホームの入所申込みをされた方の人数を単純集計したものでございまして、申込者の方の中には複数の施設に重複して申し込まれている方もいらっしゃいますので、実際的人数とちょっと違うとは考えておりますが、ただ待機者の合計数が平成1

8年3月末現在647、19年3月末639、20年3月末623と年々減少の傾向にございます。その原因としましては、特別養護老人ホームのほかに、認知症高齢者グループホーム、介護付きの優良老人ホーム等の地域密着型の居住系のサービスの整備を進めておりますので、整備が進んだことが大きな理由ではないかと考えております。

○ 楡井委員

それで、来年は平成21年の法の見直しというのが行われるわけですが、介護保険制度が開始したときに、新たな雇用の場として期待もされました。新たなビジネスチャンスというんですか、そういうこととしても期待をされました。今の待機者の減少傾向は、そういう意味での施設が、いわゆる民間の施設が、それまでほとんど公的施設であったんですけれども、民間の施設が増えたことによって、そういうところに吸収されて減ったのではないかとというふうに言われております。

しかし、そこで働いている人たちの状況が、もう既に皆さん新聞、テレビ等で御承知のように、非常に悪条件で働いているという状況の中で、なかなか1カ所に長く働けないというような条件があるようであります。したがって、今度の法改正では、そういうところの改善が図られるんじゃないか、そういうふうな見直しが行われるんじゃないかというようなことが囁かれてはおりますけれども、ちょっと決算とは外れるかもしれませんが、そこ辺の見通しを御存知でしたら述べていただきたいと思っております。

○ 介護保険課長

介護保険は、介護を社会全体で支える制度としまして、平成12年4月にスタートしまして、在宅サービスを中心にサービスの利用が急速に拡大しまして、高齢者の老後の生活を支える仕組みとして普及定着したところでございますが、これに伴いまして、営利法人、民間が運用するサービス事業所が増加し、介護サービスに従事する、従事者の雇用の場が拡大してきたというのは事実でございます。

しかし、財団法人、これは厚労省の外郭団体でございますが、介護労働安定センターが実施しました平成19年度の介護労働実態調査では、ホームヘルパーなど、介護サービス従業者の離職率が21.6%、1年間に5人に1人が退職しまして、勤務年数も3年未満であったということで、こういう介護サービスの、仕事の割に賃金が低く、待遇面での不満・不平から早期退職が多いと分析されております。この結果を受けまして、厚生労働省では、介護サービスの質の確保の観点からも、安定的な人材確保が必要であるということで、介護報酬の改定に当たっては、雇用条件の改善策の1つとして、来年度、平成21年の4月になりますけれども、介護報酬の引き上げを検討しておるという状況でございます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは、住宅新築資金等貸付特別会計について質問いたします。決算書でいえば278ページであり、資料は58ページを見させていただきます。

まず始めに、納期未到来分という項目がありまして、4億4,774万円余りがあります。そして、滞納分が3億7,836万円あるということになっております。合計すると8億2,610万円のまだ貸付残が残っているということになります。これで、そういう数字の掌握でよろし

ゆうございましょうか。

○ 人権同和推進課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

それでは、平成19年の決算でも約5億円の貸付収入の調定額に対して1億1,700万円という収入済みといいますか、収納でありました。本会計が、そういう意味では、調定額に対して非常に低いという状況でありますので、先ほどの8億2,610万円というところからすれば、なかなか大変じゃないかというふうに思うんです。本会計は、もう既に貸付は、貸し出しは行っておりませんので、もう既に6年になりますか、本会計が本来終了する予定はいつなのか。そして、これが本来から大きくずれるのかどうかの見通し等についてお聞きしたいと思います。

○ 人権同和推進課長

住宅新築資金等貸付事業につきましては、昭和41年度に制度が発足し、平成9年度に事業が終了しております。ただし、飯塚市、旧1市4町でございますが、飯塚市における最終貸付年度は平成8年度となっております。本会計が終了するのは、平成33年度が最終償還年度となっております。なお、滞納者は当然でございますので、この年度ですべてが貸付額が回収されるということにはなりません。

○ 楡井委員

平成33年ということであれば、ことしから換算しますと13年先というようなことになるわけですね。13年間これから先、この問題を毎年討議せにゃいかんというのは大変私もきついです。皆さん方も大変だと思いますけど、それで、滞納のうち、この3億7,800万円、この滞納うち、本人からもう既に回収できないというふうに判断されている件数、さらに金額、これどのくらいになるものか、数字の状況とその理由について教えてください。

○ 人権同和推進課長

直接本人から回収できないと判断される件数は43件でございます。その内訳でございますが、本人死亡が24件、行方不明が13件、破産が6件でございます。総額といたしましては、7,882万728円となっております。

○ 楡井委員

これは最終的にはどう処理されるのかなというふうに、7,880万円、43件、行方不明の方がおられるとか、死亡された方もおられる、自己破産の方もおられる。これは、何か先ほど一遍聞いたような感じもします。これは、結局、どのように処置されるんでしょうか。これについてお願いします。

○ 人権同和推進課長

本人から回収ができないというケースにつきまして、相続人あるいは保証人に対して債権回収を行っています。現在43件と先ほど御答弁いたしました、相談先といたしまして、相続人に対してが15件、保証人に対してが2件の相談いたしております。また、その他、相続人が破産しておるものが1件、相続人が生活保護の方が1件、また保証人死亡も2件ございます。保証人自体が本人の分を償還中のものも1件ございます。その他、本人が住居不明の件と交渉中、または調査中のものが21件ございまして、合計が先ほど報告いたしました43件となっております。

○ 楡井委員

それでは、保証人の人たちとも話が進んでいるというような状況があります。まだ21件調査中というようなことでもあります。それは、そういうことは踏まえた上でも、ことしの平成19年度決算の収納率が、滞納分の方が7%であります。この状況は、これから先改善されるのかどうか。43件というふうなことがなかなか先ほど大変だという話ですけども、残りの滞納分等についてはどういうような処置をされていていっているのか、その点について教えてください。

い。

○ 人権同和推進課長

本人が死亡の43件を除く滞納者につきましては、当然、本人等に御相談いたしますために、夜間徴収等で訪問いたしております。また、どうしてもその方に対して会う機会がなければ、御家族に伝言等もとりながら、できるだけ本人とお会いして、できるだけ分納誓約していただいて、少しでもお支払いいただくように努力いたしております。

○ 楡井委員

先ほどの43件の件も含めて、滞納している人たち、滞納額、滞納件数あるんですけど、滞納額の中で、滞納者の中で1件当たり一番多い滞納額というのがわかりますでしょうか。また、1件当たり一番滞納が長い月、どのくらい、何カ月ぐらい滞納されているのかというような数字がわかりましたら教えていただきたいと思ひますし、この人の回収見込みというのはどうなりますでしょうか。

○ 人権同和推進課長

滞納額が一番多いのは、その額は1,137万3,254円となっております。滞納月数が一番長いものが348月、29年間となっております。その内容につきまして、高額滞納者につきましては、住宅新築資金のほかに民間金融機関の債務も多額にあり、その返済も行いながら、住宅新築資金の返済を行っています。平成18年度は毎月1万円でしたが、19年度からは毎月3万円に増額し返済しておられます。今後増額を含めた適正な指導を行ってまいりたいと思っております。

また、長期滞納者でございますが、本人行方不明でございます、保証人も死亡ということで、お兄さんがおられますが、この方もまた父親の貸付金について返済中でございますので、返済に余裕がない状況でございますので、今後とも関係者と相談、協議、調整していきたいというふうに思っております。

○ 楡井委員

この1人の最高額が1,137万3千円余りですか。この人は、当然まだ現年分も払っているんじゃないかと思うんです。そういう意味ではなかなか大変じゃないかというふうに思われます。それで、しかし、3万円ずつの支払いでは、1,337万円というのは、何年になりますかね。さらにこの29年間、348月、29年間というふうに言われましたけど、これ同一人ではないですね。

○ 人権同和推進課長

同一人ではございません。

○ 楡井委員

それから、こういう滞納者は、今3万円ずつ払っているということですから、これは、月にするともう当然あと何十年もかかるというような状況ですから、その辺をどういうふうにしていかれるのかなという疑問がありますので、ひとつ今後とも頑張ってください、また私たちにもその方向を教えてくださいというふうに思ひます。

最後ですが、市民税、国保税、それから、住宅使用料等はかなり厳しく差し押さえや明渡請求等で法的措置も含めてとられています。この貸付金に対しては、差し押さえはゼロ件、それから、法的措置というのが2件というのが資料の中に59ページにあります、私よく不勉強でわかりませんが、この会計では、差し押さえなどは法的に何か制約があつてできないというような内容の貸付金なんでしょうか。

○ 人権同和推進課長

今、委員が言われてますように、法的措置がとれないということではございません。ただ、市税等の回収とまた違ひまして、これは私債権、私の債権でございますので、どうしても制約がありまして、法的措置をとりましてもなかなか効果が上がらないという部分もござひます。

○ 楡井委員

それ、逆じゃないかと思うんです。市税とは国保税とかは公的な滞納だと、こっちは私的な貸し借りだというふうに今言われますけど、この財源は税金なわけでしょう。そういう意味では、私的な対策というには当たらないと思うんです。それで、強制措置、差し押さえ等がやっちゃいかんというような法的な縛りが無いということであれば、やっぱりそういうことについても、国保とか市税とか、住宅等については、そういうことも検討しているんで、そういうのも一つの方法としては検討していただいたらどうかなというふうに思います。その際も、十分相手の状況をよく把握した上で御相談するというふうにしていただきたいというふうに思います。この質問については、私はこれでお終いです。

○ 委員長

田中委員。

○ 田中廣文委員

たびたびこの問題につきましては、後に手を挙げる方でございまして、まことに申しわけございませんが、お答え願いたい。この貸付の、例えば、貸付する段階で、国が3団体認めておりましたよね。解放同盟とか全日本同和会、それから、今新自由同和会になるんですか。それと、もう一つは全解連、この3つの飯塚市の貸付、その中にそういう振り分けができますか。

○ 人権同和推進課長

そういった団体等の形での振り分けはできません。

○ 田中廣文委員

いろいろそういう話し合い持ったはずですよ。あつたはずですよ。これ、ある政党の議員さんから聞いた話です。私も保証人になっておる、しかし、払ってないから困るもんな、言われんもんな、と言った人がいるんです。私はこのことについて調査していただきたい。私、後で名前、もうここで言うわけにはいきませんから、名前をはっきり出しますんで、あなたのとこで、よろしく願いいたします。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。